

# 総務委員会報告資料

令和4年11月9日

報告事項件名	頁
1 【追加】区制90周年記念特別表彰・令和4年度足立区功労者表彰における表彰漏れについて・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 個人情報扱う業務の再委託に関する調査結果と今後の対応について・・・	4

(総務部)

# 総務委員会報告資料

令和4年11月9日

件名	【追加】区制90周年記念特別表彰・令和4年度足立区功労者表彰における表彰漏れについて
所管部課名	総務部 総務課
内容	<p>令和4年10月1日に執り行った区制90周年記念特別表彰・令和4年度足立区功労者表彰において、表彰の漏れが判明したので報告する。</p> <p><b>1 表彰漏れがあった受賞者数</b></p> <p>(1) 区制90周年記念特別表彰 社会福祉功労 1名（私立保育園園長）</p> <p>(2) 令和4年度足立区功労者表彰 社会福祉功労 3名（私立保育園園長） 徳行者（寄付） 2団体</p> <p><b>2 漏れた理由</b></p> <p>(1) 各部にて推薦する際の確認を十分に行っていなかった。</p> <p>(2) 寄付の表彰対象は、多年にわたり寄付行為を行い総額が100万円以上となったものだが、複数所管での受領や組織改正により把握できなかった。</p> <p><b>3 今後の対応</b></p> <p>(1) 表彰漏れがあった受賞者について 受賞者へ直接お詫びするとともに、改めて年内に表彰式を執り行い、表彰状、記念品をお渡しする。</p> <p>(2) 功労者名簿について 受賞者を追加して再度作成し、受賞者へ配付する。</p> <p>(3) 推薦基準の見直しと審査方法の改善 次回表彰に向け、漏れが生じないよう推薦の基準を分かりやすいものとし、被表彰者を決定する審査を段階的に複数回実施する。</p> <p><b>4 その他判明した事項</b></p> <p>(1) 体育協会及び加盟団体の区政功労候補者の選定について 体育協会事務局に再確認をしたところ、次のとおり体育協会の独自ルールで候補者を選定していたことが判明した。次回の区政功労者表彰に向け、ルールの見直しについて体育協会と協議していく。</p> <p>ア 推薦基準年数に達している人は多数いると推測されるが、これまで慣例として、「特に功労顕著な者」に人数を絞って推薦していた。</p>

	<p>イ 体育協会功労表彰受賞者の中から区政功労候補者を選定していた。</p> <p>ウ 90周年記念特別表彰候補者の選定については、過去の区政功労表彰受賞者リストから、対象者をリストアップしていた。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 区広報11月25日号にて、お詫び文とともに表彰が漏れた受賞者の方を掲載し、周知する。</li> <li>• 本年12月中の表彰式実施にむけて調整していく。</li> </ul>

# 総務委員会報告資料

令和4年11月9日

件名	個人情報を扱う業務の再委託に関する調査結果と今後の対応について																				
所管部課名	政策経営部 情報システム課 政策経営部 区政情報課 総務部 契約課 総務部 ガバナンス担当部 ガバナンス担当課																				
内容	<p>今年6月、兵庫県尼崎市において、委託する事業者の関係職員が個人情報を含むUSBメモリーを紛失する事故が発生したことに伴い、足立区においても「委託事業者に関する個人情報のセキュリティ対策に関する緊急点検」を実施した（8月の総務委員会にて点検結果報告済）。</p> <p>この緊急点検に続き、再委託に関する実施状況についても改めて調査したため、その調査結果とともに、調査に基づく課題への対策を報告する。</p> <h3>1 個人情報を扱う業務の再委託に関する調査結果</h3> <p>(1) 目的                  尼崎市の事件については、市が業者の再委託状況を把握していなかったことも後に判明し問題となったため、足立区についても、再委託の実施状況を改めて調査し、区が再委託を適切に把握できているか、課題が無いかなどを確認することとした。</p> <p>(2) 調査対象                  499件                  ⇒「委託事業者に関する個人情報のセキュリティ対策に関する緊急点検」の対象事業のうち、令和4年8月以降も契約期間に含まれている事業。</p> <p>(3) 調査方法                  対象事業者から再委託の有無等を文書により回答を得た。</p> <p>(4) 調査結果</p> <table border="1" data-bbox="485 1554 1259 1653"> <tr> <td rowspan="2">委託業務の再委託の有無</td> <td>再委託有り</td> <td>再委託無し</td> </tr> <tr> <td>112(22%)</td> <td>387(78%)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="485 1653 1043 1751"> <tr> <td rowspan="2">事業者からの再委託申請の有無</td> <td>申請有り</td> <td>申請無し</td> </tr> <tr> <td>96</td> <td>16</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>事業者からの再委託申請有り（96件）のうち</p> <table border="1" data-bbox="485 1832 1264 1930"> <tr> <td rowspan="2">事業者から区への申請書提出の有無</td> <td>提出有り</td> <td>提出無し(口頭による申出)</td> </tr> <tr> <td>78</td> <td>18</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>事業者から区への申請書提出有り（78件）のうち</p> <table border="1" data-bbox="485 2018 1083 2116"> <tr> <td rowspan="2">区から事業者への承諾書の交付の有無</td> <td>交付有り</td> <td>交付無し</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>62</td> </tr> </table>	委託業務の再委託の有無	再委託有り	再委託無し	112(22%)	387(78%)	事業者からの再委託申請の有無	申請有り	申請無し	96	16	事業者から区への申請書提出の有無	提出有り	提出無し(口頭による申出)	78	18	区から事業者への承諾書の交付の有無	交付有り	交付無し	16	62
委託業務の再委託の有無	再委託有り		再委託無し																		
	112(22%)	387(78%)																			
事業者からの再委託申請の有無	申請有り	申請無し																			
	96	16																			
事業者から区への申請書提出の有無	提出有り	提出無し(口頭による申出)																			
	78	18																			
区から事業者への承諾書の交付の有無	交付有り	交付無し																			
	16	62																			

**(5) 調査結果から判明した課題**

- ・ 事業者から区への再委託申請が無い業務（主に、個人情報を取り扱わない業務や印刷、封入封緘等の業務）が16件あった。
- ・ 事業者から区へ再委託の申請書が提出されていない業務が18件、再委託の申請書が提出されていた業務78件のうち、区から再委託の承諾書が交付されていない業務が62件と、再委託に関する承諾内容が文書により明確にされていない業務があった。

**(6) 契約中の業務に関する対応策**

- ・ 事業者から区への再委託申請が無かった業務、既に承諾しているものの文書を交付していない業務について、再委託申請書と再委託承諾書の内容に不備が生じないように標準様式を作成し、早急に申請・承諾手続きを行うようにする。

**2 再委託調査により判明した課題に対する今後の再発防止策**

今回の調査結果を踏まえて、今後以下のとおり全庁で統一的に対応することとする。

**(1) 契約書添付書類の改正**

「委託契約約款第22条に係る個人情報保護の別紙」の再委託に関する条項について、総務省から公表されている「個人情報の取扱いに関する特記仕様書（雛形）」を参考に、再委託を行う際は、書面による申請と承諾を行うよう改正する。

**(2) 再委託の申請・承諾に関する標準様式の作成**

- ア 再委託先の個人情報の管理状況や個人情報保護に係る社内体制の信頼性等を把握できるような申請様式を作成する。
- イ 区からも確実に書面で回答を行うよう、承諾・非承諾の通知様式も作成する。
- ウ 再委託申請、承諾・不承諾の様式を業務委託の仕様書に添付していることを確認するなど、確実に手続を履行できるよう運用していく。

**(3) 実施時期**

11月中に「委託契約約款第22条に係る個人情報保護の別紙」の改正を全庁に周知し、改正以降新たに締結する委託契約より運用を開始する。

併せて、再委託の申請・承諾様式の周知も行い、再委託を行う際の書面による申請の徹底を図る。

問題点  
今後の方針

来年度以降の委託契約において、再委託に関する個人情報保護対策が確実に履行されるよう、年度契約の時期に合わせて改めて全庁周知する。